

拓 水

9

目 次

瀬戸内海栽培漁業協会の稚魚放流事業について……	福井生産係長…	1
イワシの流通対策、魚価の安定は可能か、	吉中技師…	3
垂水漁港の起工……	佐竹漁港係長…	7
第1回内海、但馬理事監事合同会議……		9
漁 港……	佐竹漁港係長…	10
研 究 課 題……	//	11
漁港協会だより……	//	11
水試ニュース（まだい標識放流について）他		13
淡路ニュース		15
昭和38年度航海運用実習を終えて……	（明石市漁業連合青年会）	15
「随筆」へっぴり奇談（その1）	助川助六…	16
漁業地区調査について……	農林省統計調査事務所…	17

兵庫県漁業協同組合連合会
財団法人 兵庫県水産業改良普及協会

瀬戸内海栽培漁業協会の 稚魚放流事業について

瀬戸内海栽培漁業協会の概要について、「拓水」(五月号、八月号)で紹介したとおりですが、同協会の二大事業の一つである稚魚の放流が、いよいよ始まりました。本県においては、そのトップをきって、マダイ稚魚一万尾(洲本市由良町四千尾、南淡町五千尾、淡路町千尾(標識魚)を放流したのですが、このうち淡路町岩屋沖の放流は、九月十日、同協会の会長でもある金井知事の手で行なわれ、その模様をテレビや新聞でご覧になった方も多いことと思います。

同協会は、設立後まだ日が浅いで、本年度の本県における放流事業は、九月下旬のハゲ類(マハゲ、ウマヅラハゲ)約二万尾の放流で終わりますが、来年度から協会の仕事も軌道にのり、放流する魚の種類も増え、尾数も本年度の十倍以上のものが期待されています。

一口に「放流」といっても、従来の放流事業とは、その性格がかなり

異っております。従来の放流事業は、イセエビや貝類など殆んど移動しないものを放流してその漁場を保護するとか、又は、区域の限られた漁場に放流するとか、放流の効果がはっきりと判る場合に限られており、この放流した稚魚(貝)の漁場を人間が完全に管理できれば、これは「養殖」となります。ところが、この協会で放流する水族は、いずれも移動するものであり、マダイのように洄游するものもあります。

つまり、「放流」には稚魚に対しての保護が絶対に必要であるのに、この放流事業には相手が動きまわるので保護することが難しいという問題があるのです。では、どうしてこのような放流事業を、国や県が行なうのでしょうか。それは、瀬戸内海が一つの池のような水域であることに起因しています。つまり

(1) 漁業者が他産業の従事者と同じ収入をあげるためには、水揚高をまだまだふやさなければなら

い。
(2) そうすると、魚が繁殖する量より、漁獲量が上廻る。

(3) 瀬戸内海は一つの池とみてよいから、漁獲と繁殖の釣り合いが崩れると、その資源は、急激に減少する。

ということになるおそれが多分にあるからです。しかも、こういった傾向は、成長するまでに長い期間のかる魚ほどはつきりと現れていきます。また、この放流が、稚魚といっても他の魚の餌にならない程度に育てたものであることも特徴といえます。

瀬戸内海の漁業者が、この狭い海から他産業の従事者と同じ収入をあげることを目標として、構造改善対策事業をはじめ、いろいろな対策がとられています。この放流事業もこの対策の一つです。ただ、この放流事業は、従来の放流事業のように、短かい期間に、はつきりとその効果があらわれるという性質のものではなく、ここ暫らくはかなり地道な仕事とも言えるでしょう。しかし近年の水産増養殖に関する試験研究は非常に進歩し、マダイ、スズキ、チヌ、フグ、マコガなどの人工ふ化、育成に成功し、その事業化によ

る大量生産は、ここ数年の間に実現する見通して、暗いニュースの多い瀬戸内海の漁業に、明かるい希望を与えてくれるものであり、今後とも、この事業に注目し、期待してゆきたいと思っております。

この放流を担当する県としては、この事業の効果を少しでも高めるため、次の二つの点に重点をおくことにしている。漁協の役職員の方々、漁業者の皆さん方も、この事業の重要性をよく御認識して戴いて、御協力下さるようお願いいたします。

◎稚魚を積極的に守ろう。

さき程も述べたように、移動性の水族を放流するので、稚魚を完全に保護することができないという問題があります。つまり、放流した稚魚が片端から獲られたのでは、てんでお話しになりません。そういうことを防ぐ為に

(1) 魚種に依じ、生育の適地に放流する。
(2) その地区を漁業禁止区域とする。

の措置がとられる必要があります。ここで問題になるのは、漁業禁止の措置で、これは、県や海区漁業調整委員会が規則や命令で定めるも

のではなく、漁業者の皆さん方の自主的な申し合せによってきめられるべき性質のもので、既に一部の地区においては、この放流事業に関連して漁業禁止の申し合せをしています。県としても、放流の効果をより一層高めるため、漁業者の皆さん方が自主的に稚魚を保護されている地区に対し、重点的に放流を行なうことにしております。

また、稚魚の生育する適地を積極的に造ってゆく必要があります。どういう型、規模になるかは、まだはっきり判りませんが、やはり、自主的な保護措置をとられる地区を重点にすることはいうまでもありません。

◎バック・フィッシュを实行しよう。

放流する魚には、アйнаメやハゲのように、放流した地点から大して遠くへ移動しないものと、マガイのように、深い所で越冬する一部を除き、大部分が、純内海と紀伊水道を往復するものがあります。漁業禁止区域をきめていても、その区域から外へ出ていく稚魚もあるわけで、それが釣れたり、網にかかったりする場合が当然考えられます。放流した

稚魚に限らず、天然に育った多くの稚魚もこういう憂き目に合うわけですが、こうして獲られる稚魚の多くが、成長した時の値打ちに比べると、まるで捨値同然で肥料などに処分されております。これは、魚によつては、まだ小さいものを好む日本人の食習慣によることも一因でしょうが、販売所のせり市などで「勿体ないなあ」と思わず声が出るような光景に出会うことも少なくはありません。

諸外国では、まだ成長していない魚を獲ったときは、そのまま海へ帰してやる——バック・フィッシュ——ことが、漁業者の義務として守られていますが、わが国では全くかえりみられず、法規による採捕制限や所持販売禁止の規程も、なかなか守られないのが実情です。

「折角獲った魚を海へ放してやっても、その魚が大きくなって自分の網にかかるわけでもなし、その上、誰もそんなことをしていないのに、俺だけがアホらしくてそんなことができるか」

ということなのでしょうが、これは、もつともらしく聞える反面、「漁業者が、自分で自分の首をしめていいる」ことを、自ら認めているとも

言えましよう。

「売れようが売れまいが、獲れるものはみんな獲るんだ。」という漁村にしみこんだ慣習が、一朝一夕にして消えないでしょうが、将来の瀬戸内海の漁業に希望を与えようとして稚魚の放流が行なわれるのを機会に、たとえ一尾でも、値打ちの出ていない小さい魚は海へ放されるよう、特に協力して戴きたいと思いません。そして、何年か後には、バック・フィッシュが漁業者の理解によって漁村に新しく生れた習慣として、瀬戸内海全域に拡がってほしいものです。

次に、この協会のもう一つの事業である「漁業者の研修事業」について、簡単に説明しておきます。

この研修のねらいは、漁業者の方々に、瀬戸内海の主要水族がどのようにして生れ、育ってゆくかの過程を実地に観察して戴くと共に、これらの稚魚の生育の仕事にもたづさわってもらいたい。一尾の魚でも、生長するまでは並大抵のことではないことを十分認識して戴き、放流した稚魚を保護してもらって、十分に育つてから獲るようにしてもらおうというところにあります。

既に、第一次、第二次の研修があり、本県より八名の方が参加しています。この次は、十一月から再開されますが、ふるって参加されるよう希望していますので、御希望の方は、市町を通じて御連絡下さい。

研修を希望する方の所属する市町、漁協におかれてもできるだけ応援して頂くようお願いいたします。なお研修要領は、次のとおりです。

- (1) 宿泊代、食事代、往復の運賃は県より支給します。
- (2) 研修を受ける人は漁業者を原則としますが、市町の職員の方でも結構です。
- (3) 研修期間は十日間の予定です。
- (4) 研修場所は、高松市屋島にある同協会屋島事業場で、立派な研修、宿泊施設があります。

(水産課生産係)



イワシの流通対策

“魚価の安定は可能か”

サバ釣餌料への振り向も策も加工改良がキメ手の一つ

爽涼の稔りの秋が、海面をしのびやかにわたって行く。

△あわれ秋風よ情あらば伝えてよ▽優婉な抒情を湛える佐藤

春夫の詩、△サンマの歌▽が、沈着な微風の中を流れて来そ

うな気配がするが、本県内海側、とくに大阪湾のイワシ関係

漁業者にとっては、秋の到来はイワシの最盛期を迎える、文

字どおりの〃カキ入れ時〃である。県内海漁獲量のほぼ1/3を

占めるイワシの豊凶は、そのまま漁業者の収支に甚だしくひ

びいてくるが、〃カキ入れ時〃といえは、必然的に魚価の低

落が結びついて考えられるのが普通である。この魚価を引き

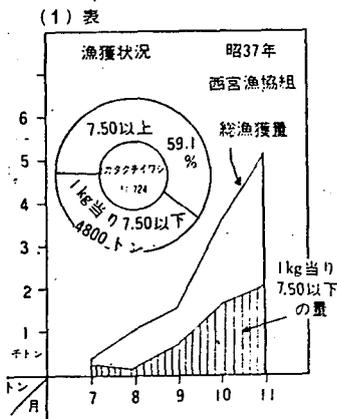
上げることができないであろうか。他県の実情はどうか。に

ついて、調査の結果及びイワシの流通対策について記して

た。もちろん御批判をいただくものである。

県水産課 吉 中 技 師

まず、(1)の表を御覧いただきたい
昭和37年の、西宮漁協組の月別の漁
獲状況をあらわした表である。



実際はイワシの総漁獲量で、たて
線の入っているところは、kg当り7
円50銭を下廻った部分を示したも
のである。

7円50銭を下廻った部分の中には
実に、5円50銭の魚価を記録した八
〇〇トンも含まれている。

kg当りにピンと来ない人のために
3・75kg(一貫匁)に換算すること

7円50銭⇔28円12銭

5円50銭⇔20円62銭

になるのであるが、この表による
と、西宮漁協組においては、全体の
漁獲量の40%、四、八〇〇トンが、
3・75kg当り30円以下になっている
ことが理解されよう。

一般的にこの価格は安い。これを
どうか引き上げられないもののだろ
うか、なんとか手だてはないものか
関係漁業者にとつて、しごく当然
な希いであるばかりでなく、県にお
いても、漁家経営安定化のために、
取り組んで行く問題といえるのであ
る。

かりに、kg当り3円の魚価を上げ
ることができたら、西宮漁協組だけ
でも、約一、五〇〇万円の増収をみ
ることができると、僅か一千トンで
も三〇〇万円の収益が得られるわけ
であるが、果してこれが可能であろ
うか。

〃魚価の引き上げ〃あるいは「魚
価の安定」を図るために、ごく概括
的に二つの考え方があられるようであ
る。

その一つは、現在の魚価そのもの
が、果して正常な使用価値に基づく
価格であるかどうかということ。

ひらたくいうと、いまの売先き以
外に、適当な価格の分散措置がない

だろうかということである。

たとえば、煮干加工用以外に売先
きのなかったイカナゴが、ハマチ養
魚餌料に振り向けられるようになって
たため、イカナゴ価格に一つの支え
をつくる結果を招いたごとく。もち
ろんイワシもハマチ養魚餌料に出荷
されているが、それ以外に、たとえ
ばサバ釣餌料にも行くことになる
と、さらにイワシ魚価を支える柱が
増えることになるわけである。

サバの水揚げを調べてみると(昭
36年)

全国漁獲量 三三七、七〇〇トン

千葉県(1位) 九四、〇〇〇トン

静岡県(2位) 四六、〇〇〇トン

新潟県(3位) 二五、六〇〇トン

の順序になっている。このうち、

千葉県では、銚子市が中心で、他県

船の陸揚げを含めると約10万トン近

くあがるように見られているのであ

る。この餌料量は

千葉県 一五、〇〇〇トン

静岡県 八、〇〇〇トン

が是非とも必要であり、これには

イワシがあてられている。

かつて、兵庫県産イワシの冷凍品

を、銚子の冷蔵庫事業者が一二〇円

見当(3・75kg当り)で買った例が

あるが、その時、冷凍の劣悪さに手を焼き、また漁業者も、解凍して餌にするとき、肉崩れして困り、甚だしい不評を買ったいきさつが今でも尾を引いているようである。

9月の初旬、千葉、静岡両県のサバ餌料需給について、関係先を調査、交渉した結果、次のことを知ることができた。

① 毎年、サバ餌は、不足する傾向にある。

② 銚子で約二、〇〇〇トン。静岡でも約二、〇〇〇トン程度、兵庫県産イワシを購入したい。

③ 冷凍イワシは、鮮度のよいものにし、過去のようなものではない。

④ トロ箱の場合、内容量の著しく不足したものがあつたがこれをやめる。

⑤ 魚価を撰津冷蔵KKで計算してみると、3・75kg当り30円以上で引き合ふ。

9月11日、関係漁協組、内海漁連撰津冷蔵KKを県が集めて、対策の協議を行なつたところ、サバ釣餌用として、積極的に乗り出すことになつた。
これが進められると、3・75kg当り20円台のイワシについては、ある

程度底値が入ってくることになるのであり、浜の状況によって、適当な流通対策の一つの手打がたれることになるのである。

すべて、分散措置は、あらゆる方法により行なわれる必要がある。そしてまたそれが、魚価に与える影響は大きいものといわねばならない。

——とはいへ、分散措置は、あくまでも部分的な対策のそしりをまぬがれないようである。

では、基本的に魚価安定を図るのにはどうすれば良いだろうか。

//魚価の引き上げ//あるいは//魚価安定//を図るための、いま一つの考え方は、
そのものが、本質的に、価値を上げるための要因を内包しているかどうかということ。

ひらたくいえば、やり方によって値がでてる内容をまだ多分に持っているのかどうかということである。とすると、兵庫県内海産のイワシは、はたして本当に安いのだろうか、他県産のそれと比べたとき、むしろ他県が安いとすれば、これは兵庫県がいくら考えても仕方がないことになるのである。

試みに、農林統計の全国版を開いてみよう。

全国イワシ漁獲量は約52万トン、(片口イワシ36万トン。兵庫県イワシは片口イワシ)

これは、全魚類漁獲量の約10%にあたる、きわめてウエイトの高いものである。(サンマ47トン。1位はヒラメ・カレイ59万トン)

その主産県をあげれば(2)表のとおりである。

(2) 表

順位	県別	漁獲量	品名	要
1	千葉県	片口イワシ 49.210トン	マイワシ	26.355トン
2	静岡県	// 35.126トン	//	80トン
3	長崎県	// 32.725トン	ウルメイワシ	2834トン
4	三重県	// 31.456トン	//	727トン
5	茨城県	// 26.371トン	マイワシ	20709トン
6	兵庫県	// 24.178トン	ウルメ	80トン
7	愛媛県	// 19.037トン	//	466トン

(2)表によると、と、とくに千葉、茨城県においては、両県で約七五、〇〇〇トン。マイワシを含めると、

(3) 表 1Kg当り魚価比較 ←印は盛漁期

県別	漁協組	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	平均	水揚量
千葉	銚子市	30,40	17,80	29,20	32,40	25,60	30,20	17,10	11,00	10,50	40,00	43,00	45,00	約30	42.855
茨城	大洗	23,70	16,90	25,60	30,20	21,90	29,20	0	28,00	8,70	25,00	28,70	28,50	25,30	4.932
静岡	静浦第一	44,00	53,00		74,00	59,00	65,00	38,00	34,00	32,00	29,00	45,00	31,00	38,40	10.723
三重	白子						17,00	13,00	13,50	8,70	10,00	7,00	11,70	11,16	509
兵庫	西宮							8,61	13,45	8,70	9,78	11,4		10,50	11.724

実に、12万トンに及ぶ水揚げを見て
いる。

本県が二五、〇〇〇トンで魚価低
落を嘆いているとすれば、この両県
の魚価は、いったいどのようであ
るか。

調査の結果、判明した魚価の比較
を、(3)表に提げる。

ただし、兵庫、三重、静岡の各県
は、7月から11月が盛漁期になっ
ているのにひきかえ、千葉、茨城両県
のそれは、12月から6月と、全く反
対になっていることをまず理解して
いただきたい。

さて、(3)表を御覧になると、その
魚価の違いに、一驚されるかもしれ
ない。

単的にいうならば、兵庫、三重の
3・75kg当りの魚価は、千葉、茨城
の1kg当りの魚価にはほぼ等しい。

たとえば、千葉県で、10トンのイ
ワシを売った金額を、兵庫県で得よ
うとすると、40トンのイワシを漁獲
しなければならぬ計算になる。

従って、銚子市漁協組があげてい
る四三、〇〇〇トンは、西宮漁協組
にこれをあてはめると、いうに一六
八、〇〇〇トンに匹敵することにな
るのである。

また、たとえば大洗漁協組にあつ

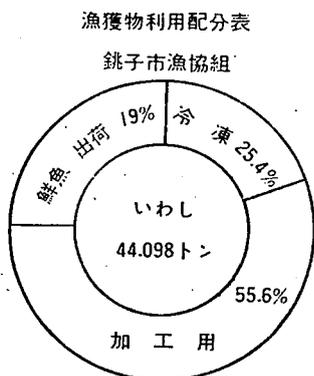
ては、この魚価のため、指定中型ま
き網漁業の経営はかなり豊かであ
り、乗子の退職金制度もとり入れ、
若年労働力の吸収も比較的容易であ
るといわれている。

ただ、現在のこの網の平均年令は
47才で高いが、それはむしろ、若い
者が出る幕が少くないといったケー
スに該当するようであった。
このようなイワシ値段の差は、い
ったいどうしておこるものなのか

多獲魚類の殆んどは、冷蔵にし
ろ、冷凍にしろ、あるいはかん詰、
または第一次加工にしろ、そういっ
た漁獲物処理の手段を経なければ、
一挙に消費することが不可能であ
る。

この場合、漁獲面と処理面は、利
益に関しては全く相反する立場にあ
りながら、実は、持ちつ持たれつ
の関係になっている。

(4)表



できるだけ高く売ろうとする漁業
者と、なるべく安く買おうとする加
工業者の意図の流れの場で、浜相場
の魚価が形成されることになる。

銚子におけるイワシの利用配分は
(4)表のとおりである。

なお、(4)表の加工用の内訳は、か
ん詰四五・八%。塩干三〇・三%。
煮干一九・六%。肥餌料三・三%、
その他〇・三%になっている。

兵庫県においては、ハマチ養魚用
を除いて、殆んどが煮干加工用に廻
されているのであるが、ここで、煮
干製品の価格を、(5)表によって比
てみよう。

⑤表 煮干いわし1kg当り平均価格

	1	2	3	4	5	6
銚子	94円	110円	120円	135円	150円	201円
大洗	150円		~		180円	
兵庫						
	7	8	9	10	11	12
銚子	180円	粕40円	粕43円	230円	210円	250円
大洗						
兵庫	40円		~		50円	

↑ 盛期 兵庫産は大阪湾もの

(5)表によると、銚子地区によける
1kg当りの値が、兵庫県大阪湾もの
の3・75kgのそれにほぼ相当するこ
とがおわかりになる。

つまるところ、生鮮にしろ、加工
品にしろ、兵庫県内海産のイワシは
三重県とともに、全国の最低を歩ん
でいるといつて差支えないようであ
る。

しかも、舞子、明石地区をはじめ
とする県内海煮干加工業者にとって
価格の安い煮干イワシの生産は、労
多くして利の薄い、いうならば、ウ
マ味のある仕事ではなくなっている
点を、とくに注意する必要がある。

すなわち、加工業者にとって、イ
ワシ煮干は、往年のドル箱であった
としても、いまは、あまり見栄えの
しない商品になりつつあるため、他
の良い加工原料でもあれば、その方
へ力を注がんともかぎらない。

また舞子地区は地理的な関係から
現状以上にその能力を増やすことは
できず、むしろ縮小することが予想
されるし、全体としても、これから
は、煮干加工能力は減少の傾向にあ
るといつて差支えないようである。

—— 本来、上質な煮干イワシは、
千葉、茨城両県の例に見られるとお
り、kg当り一五〇円〜二〇〇円の価

値をもっていることは、各方面の情勢を調べてみてもうなずかれるところである。

もともと、そのような価値のある煮干イワシが、本県の場合は、多脂肪の故をもって、品質低下を来しているため、甚だしい下落をみているといえる。

とすれば、本県の場合は、あまりにも旧態依然たる加工処理を行なっているために値が出ないのではないであろうか。

すでに加工された煮干イワシの大半が、食用向に売られるのではなく品質劣悪なために肥飼料向に出荷なされている実態から考えるとき、いつまでも食用向を狙いとする煮干処理よりも、むしろ、多脂肪イワシについては、飼料向を重点においた加工処理に切り換え、その面に専門的な技術をとりに入れた方が、本質を有利に生かすのではないかと思われる。

いまのように、食用向とも肥飼料向ともつかぬ。中途半端な加工形態は、この変転の激しい経済事情の中にあつて、次第にとり残されて行くのも、また当然な成り行きかもしれない。すべて、もの本質は、充分に生

かさなければならぬ。イワシそのものももっている価値は、荒粗にした場合でも、3・75Kg当り二〇〇円以上の値段を見せている状況からすると、まだまだ捨てたものではないと見込まれるようである。

要は、その面における対策を、強く進めて行くか行かないかであり、煮干加工業者の自主的な意欲、及びイワシ漁業者の積極的な力にあるのではないであろうか。

今年のイワシ漁況は、「例年に比較すると、著しく悪いように見られる」と、県水試の「イワシ漁況第二報」は告げている。

しかし、西宮漁協組の浅尾組合長さんは「少し大きくなると、漁況はどうあつても、値は出ないので困る」と、いわれているが、県大阪湾産のイワシは、これから、分散措置と加工処理の手段を積極的にとり入れて行かねば、魚価安定は困難になるばかりであろう。

またしかし、対策を構はることによつて、まだまだ希望があるということは、関係者にとっては、残された力強さであると思われるのである。

創業50年
YANMAR DIESEL ENGINE CO. LTD.

早く漁場へ... 早く市場へ...

漁船主機用
3-800馬力

NTS 85
4馬力

NTS 70R
3馬力

NTS 2ST(B)
10-12馬力

YANMAR DIESEL ENGINE CO. LTD.

YANMAR ヤンマーディーゼル株式会社

本社 大阪市北区茶屋町
支店 大阪・東京・福岡・札幌・高松・広島
出張所 金沢・岡山・旭川・大分

垂水漁港の起工

佐竹 漁港係長

去る八月一日の佳き日に待望久しき垂水漁港修築事業の起工式が、神戸市主催の許に盛大に挙行されましたことは誠に喜ばしい次第であります。

本漁港は、昭和二十五年漁港法が制定されたとき、当時漁業協同組合のあった塩屋、東垂水、西垂水、舞子の漁協毎に夫々区域を定め、船揚場、砂防堤、導流堤等を漁港施設として漁港の指定を受けたものであります。

昭和三十一年漁港法の一部が改正され、漁港管理者が漁業協同組合より神戸市に移り、漁協も三十四年一月に神戸市の西部に当る駒ケ林、東須磨、須磨浦、塩屋、東垂水、西垂水、舞子の七組合が合併して神戸市西部漁業協同組合となったため、漁業生産基盤である漁港施設の急速なる整備が強く叫ばれて来たのであります。

地勢は神戸港以東は工業都市として大阪、堺港―神戸港を結ぶ阪神港建設計画が樹立され、又、明石市二見港―姫路市網干港に到る埋立地造

成計画と工場建設計画の樹立によつて瀬戸内海の生産漁業地域は、神戸市西部と明石市、御津町―赤穂市、これに家島群島と淡路島に制約され水揚地としても、昨今急速に開発されて

いる神戸市西部と臨海埋立による大工業地域となる東播の明石、及び中、西播地域の姫路市前臨海の三ヶ所に漁獲物の集散地として考えられるので、神戸市西部の中心地でありかつ、淡路飯屋、岩屋、明石東部、神戸市西部の各漁協の漁場中心地に近い垂水中規模漁港の築設を

なし、漁業の安全操業、後方消費地の近接、活魚の安全確保、加工等の中心として将来の発展を期し、第三次漁整備計画により本年度より修築事業に着手するに至ったのであります。

次に事業主体神戸市が作成した計画概要をみますと次のとおりであります。

目的
神戸市沿岸は神戸港周辺から東部

垂水漁港修築計画概要

目的

神戸市沿岸は神戸港周辺から東部

に亘つて臨海工業地帯造成計画が進み漁業の中心が明石海峡を擁する大阪湾西北部に移行し集約される傾向にある。然し乍ら神戸―明石間には港湾施設、皆無であり適切な漁業根拠地がないので、垂水地区に中核的な漁業根拠地を建設し沿岸漁業構造改善対策を推進することを目的とする。

概要

神戸市垂水区福田川尻右岸端から海神社前西側までの間に別図の如き漁港を計画する。

本計画は水産庁の第三次漁港整備計画に基き、昭和三十八年度を初年度とし、五カ年計画として遂行すべく期待される。

これが計画完成により、神戸市沿岸並びに淡路島東浦方面の漁船が漁獲物を集中的に水揚げする港ができると共に瀬戸内海方面からの鮮魚運搬船が活魚として水揚げすることができるようになる。また本漁港に水揚げされた漁獲物は、発達した交通網により京阪神、奈良、名古屋方面に流通せられるようになろう。

この外、漁船の大型化（五トン以上）が予想されるのに対し二五七隻の碇係可能水面積三二、九五

漁港施設規模の概要

泊地面積	三二、九六〇㎡
一号防波堤	二〇〇㎡
二号防波堤	二〇〇㎡
係船護岸	一三〇㎡
防波護岸	一四〇㎡
取付護岸	八五㎡
物揚場	一三五㎡
船揚場	一五〇㎡
突堤	七〇㎡
道路	六、八五〇㎡
溝	九、〇〇〇㎡
埋立面積	二〇、〇〇〇㎡

事業費内訳表

工 種	数 量	工 費
堤岸工	400m	240,130,000円
波護岸工	140m	43,080,000〃
防波船揚場	130m	18,240,000〃
物揚場	135m	13,905,000〃
船揚場	150m	20,400,000〃
突付堤	70m	11,695,000〃
式	—	2,550,000〃
取付護岸	9.000㎡	1,859,000〃
内港	6.850㎡	13,015,000〃
道路	12.600㎡	20,790,000〃
舗装	20.000㎡	2,500,000〃
埋		99,370,000〃
計		487,560,000円

〇㎡を有するため地元漁船は勿論明石瀬戸を航行する漁船、運搬船の避難港となることができる。

漁港機能施設

沿岸構造改善事業計画により整備する漁港機能施設は次のとおりである。

蓄養施設 活魚五屯収容八一〇㎡
荷捌所 一日一九五トン

三、二〇〇㎡
冷蔵庫施設能力 五〇〇トン
一、一二五㎡

漁具倉庫 漁具資材保管八〇〇㎡
貯油庫 燃料補給用 二四〇㎡

漁船修理工場 船体機関八〇〇㎡
魚函置場 分荷出荷用

一、二五〇㎡
駐車場 自動車置場二、四〇〇㎡

乾場 煮干、ワカメ用
一、四四〇㎡

漁港管理ビル 五〇〇㎡
船揚場背後地台風時余備地

一、五五〇㎡
計一四、一一五㎡

計画の概要は以上のとおりにして、本年度は初年度として千五百万円の事業費をもって着工したのであります。沿岸構造改善事業が四十年一度で終了するので、これがため漁港機能施設用地の確保が緊急にして何うしても三十九年度、四十年度に飛躍的な実行予算が必要となり、

予算獲得になお一層の努力を必要としますが、竣工を一日も早やからしめることによって、漁業根拠地とし

著しい発展振興がなされるものとしてえられます。

第一回

内海、但馬理事監事合同会議

日時 昭和三十八年九月二十五日

(水) 午後一時

場所 神戸市兵庫区新在家町

(水産会館)

議題

(1) 内海、但馬両漁連合併促進委員会規約の設定

(2) 合併促進委員及び幹事の選任

(3) その他

(4) 合併促進日程(別案)

午後一時三十分開会

三上水産課長より内海、但馬両漁連合併の促進につき一言の挨拶あり

引続き吉岡係長より合併促進委員会規約(案)につき第一条より朗読説明あり。課長各条にわたり委員会にはかり次のとおり賛同を得る。

内海、但馬両漁連合併促進委員会

「規約」

(目的)

第一条 この会は、内海、但馬両漁

連合併促進委員会(以上「委員会」という)と称し、内海、但馬両漁

連(以下「連合会」という)の合併を促進し、その経営規模の拡大

をはかり名実共にそなわった、県

下一本の漁連を設立することを目的とする。

第二条 この会は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。

(1) 連合会の合併に必要な調査及び研究

(2) 連合会の合併に関する条件の調整

(3) 連合会の合併に関する計画の策定

(4) その他連合会の合併に必要な事項

(組織)

第三条 この会は、次に掲げる者をもって構成する。

(1) 委員長 一名 三浦清太郎

(2) 副委員長 一名 西上 重式

(3) 委員 十三名 (三上水産課長) 塩崎義民、福沢勘一、小川計次、山田岸松、小中央宗一、作花英治、岡本久五郎、丸谷藤一、塩谷政春、定達吉造

(4) 幹事 十四名

農林中金 (二名)

信漁連 (二名)

基金協会 (一名)

県水産課 (三名)

内海、但馬両漁連職員 若干名

2 委員長はこの会を代表し会務を処理する。

3 副委員長は委員長を補佐し、委員長事故あるときはその職務を代理する。

4 委員長は、委員会にはなって必要に応じ随時関係者を委嘱する。

(会議)

第四条 この会は、第一条の目的を達成する為に、次に掲げる会議を行う。

- (1) 委員会
- (2) 幹事会
- 2 前項の会は委員長が招集し、委員長がこれに当る。
- 3 委員会は委員の二分の一以上が出席しなければ、会議を開き決議することができない。
- 4 前項による議決は出席した委員

の三分の二以上の多数により決する。

第五条 この委員会の目的を達成する為に必要な場合には、委員会にはかつて、小委員会及び部会を設けることができる。

2 部会の会議は前条の規定を準用する。

(庶務)

第六条 この会の事務は兵庫県漁業協同組合連合会(以上「県漁連」という)に於て処理する。

2 事務局員は、県漁連の職員をもってこれにあてる。

3 事務局員は委員長の命を受けて会務に従事する。

(経費)

第七条 この会の経費は、県補助金及び関係団体の負担金をもってあてる。

(附則)

(1) この規約は、昭和三十八年九月二十五日から実施する。

(2) この規約に定めるもののほか委員会 の運営について必要な事項は、委員会にはかつて定める

(3) この会は第一条の目的を達したとき解散する。

尚昭和四十年四月一日より新発足の目標を立て会を押しすすめる。

漁

港

(十三)

漁港と題して

第七節 漁港管理規定の必要的記載事項

漁港管理条例、規則を制定するには、何のようなことを明記しなければならないかと言うことを法によって示したものであります。

漁港第三十四条第二項に

漁港管理規程においては、政令で定めるところにより、当該漁港管理者の管理する漁港施設の維持、保全及び運営その他当該漁港の維持管理に關し必要な事項を定めるものとする。

と明記し、必要事項を漁港法施行令第二十条「漁港管理規程の必要的記載事項」としてその内容を明文化しております。

施行令第二十条

法第三十四条第二項の規定により漁港管理規程において定めなければならない事項は、左の各号に掲げる事項とする。

一、漁港管理者の管理する漁港施

設のうち法第三条第一号に掲げる施設並びに同条第二号イ及びハに掲げる施設(同号ハに掲げる施設については、公共施設用地に限る)の維持、保全及び運営に關する事項。

右の漁港施設とは、漁港法第三条第一号の基本施設であるところの

外かく施設

けい留施設

水域 施設

と、第二号の機能施設のうち

輸送 施設

漁港施設用地(公共施設用地)であります。これ等の施設について適切な維持、保全と夫等の施設の運営を図るため、管理条例、規則の制定に當つては明文化しなければなりません。

二、漁港管理者の管理する漁港施設のうち法第三条第一号に掲げる施設又は同条第二号イに掲げる施設について法第三十五条に規定する利用料等の利用の対価を徴収する場合にあっては、その利用料等

の利用の対価の料率に關する事項普通漁港施設用地は占用料なり利用料の徴収を行なっておりますが、前記の施設については一般公共の用に供するものであるから施設の用に對しては、料金を取っていないのが通例であります。法第三十五条に漁港管理者は、漁港の維持管理に要する費用に充てるために、漁港管理規程に定めるところにより、漁港の利用者から、利用料、使用料、手数料、占用料等その利用の対価を徴収することができる。の規程によって料金を徴収するときもできる。料金を徴収するときは必ず管理條例、規則に明記しなければなりません。

三、漁港の区域内の水域の利用を著しく阻害する行為の規制に關する事項

右のとおり三項目が漁港の管理条例、規則に必要的記載事項となっております。

次に、漁港法第三十四条第四号にある。

模範漁港管理規程例を申し述べて見ましよう。

(次号は第八節模範漁港管理規程例)

研究課題

コンクリート工事について

第十三節 現場配合の良否

今迄に研究したコンクリート材料と配合は、各種の条件を満たすため材料を厳選した試験方法であるが、各工事現場にあつては必ずしも理想的な材料があるとは限られていない。

勿論設計者は材料の蒐集状況から見合せて、その工事現場の最も理想となる材料を考えて、時には遠隔地から購入するか、附近の産地を指定して材料の入手を考えると、かして構造物の条件に耐え得るように設計している筈であるが、現場では設計者の意図を考えずに施工している者が多く、監督者においてもこの点によく反省して設計仕様を熟読してその趣旨に沿う如く材料の蒐集に注意しなければならぬ。

さきに骨材の性質と粒状態で述べたが、材料の割出しつまり配合比率は粒状態の良否で強度なり耐久力に影響するところが大きいので、特に砂の粒度に注意して配合を定めねばならない。

配合の基準は粗骨材の究隙より少

し多いモルタルを填充するように比率を定めるが、この場合考えねばならないことは、粗骨材は一定の大きさではなく、砂との分界点つまり5mmフルイを通過しない大きさから最大粒度まで均等に大小取り混ぜての空隙であるから、現場に使われる砂利が幾分大きい目であるとか、細い目であるとかその粒度に応じて空隙が多くなったり、或いは少なくなったりするのでモルタルの量も加減しなければならぬので現場配合には余程注意しなければならぬ。

次に砂の場合を考えてみよう。モルタルとは砂とセメントと水の混合物であることは勿論であるが、セメントと水を混ぜたペーストが砂の表面に附着して砂と砂の粒を凝結せしめつつ粗骨材と一体となるものであるから、セメント量は微細なものと5mm穴を通過する大粉と適量に混合した粒度の粗骨材の表面を完全に被覆する表面積から必要なセメントペーストを算出したものであるから粗骨材のものと少し考え方が違つてきて、現場採集砂が比較的細いものであれば標準砂にくらべて表面積が多いのでセメント量が多く要り、又粒度、荒ければセメント量が少なくてすむのである。この結果からみて、セ

メントの節約だけを考へて荒目の砂を使用することは、コンクリートの強度、水密性とか耐久力に影響することは勿論であるが、現場での配合については充分注意して設計配合にしようように蒐集して骨材の欠点を補う処置を講じなければならぬ。

以上現場における配合について注意すべき点を示したが、工事施工者はその工事に親切であればよいが、経済上から配合の趣旨を無視してコンクリートの条件に反した施工を行なうものが多いので、少くとも現場監督者はセメント、砂、砂利の品質、粒度の検査を実施し、適切な配合を定め、打上げたコンクリートに自信をもつようにしなければならぬ。

配合率、定まれば次は施工方法であるが、前記の如くコンクリートの配合は重量配合と容積配合と二通りあるが、日本では大工事の場合は重量配合をしているが、普通小規模のコンクリート工事には容積配合を採用している。容積配合で注意しなければならぬ点は、砂とセメントである。セメントは袋から出して計ると袋のまま計る場合と二通りあり袋から出した場合はセメントの容積がふくれて、多いときには一割位ふ

くれるものであるからそのままの率で配合するのは大変危険なことであるにかかわらず、一般にはこれが行なわれており常識とさえ考へているものが多い。つまり設計、配合より一割方少いセメントを使用していることになり、これでは強度なる水密性は全く無視されて良いコンクリートといえなくなる。又砂は湿った状況によつて容積の差が大きいので、湿度については絶えず注意しておらねばならない。配合率に比し砂が少なければ粗骨材の空隙を満し得ないし、砂が多ければセメント量が不足して弱いコンクリートが出来上ることになる。

以上を要約すると、現場配合は材料を厳選し設計配合の基礎となつた材料に近いものを使用し、小さな差は現場の状況に応じて配合を考えねばならないこと、検査した材料と構造上のコンクリート条件から最も良い状態が保てる配合を定め、施工に当つては定められた配合比を厳格に守らねばならないことである。(次号は第十四節混合の良否)

漁港協会だより

◎漁港及び漁港海岸の計画調査に関する説明会が左記により開催され

ました。

日時 昭和三十八年六月八日

自一〇、〇〇至一五、三〇

場所 神戸市内 農業会館会議室

主催 水産庁漁港部計画課

的野技官 杉江技官

平野技官 外三名

参集 大阪府 八名 京都府 十名

滋賀県 二名 兵庫県 九名

神戸市 四名 明石市 一名

播磨町 一名 竹野町 一名

浜坂町 一名 洲本市 一名

淡路町 一名 北淡町 一名

五色町 一名 西淡町 一名

南淡町 一名 家島町 一名

計 四四名

次第

一、港勢調査、波浪調査について

二、漁港海岸調査、海岸事業計画

三、漁港計画作成要領

四、漁港制度に関する事項

◎第十回漁港事務担当者連絡協議会

が左記により開催されました。

日時 昭和三十八年六月十一日

自一〇、〇〇至一五、三〇

場所 神戸市内水産会館中会議室

主催 農林部水産課

佐竹係長 斎藤技師

出席 明石市 一名 播磨町 二名

家島町 一名 豊岡市 一名

香住町 一名 浜坂町 一名

洲本市 一名 淡路町 一名

北淡町 一名 五色町 一名

西淡町 一名 南淡町 一名

議題

一、昭和三十五年、六年災害再調査

二、昭和三十四、五、六、七年災害

の施行実績調査

◎第三十四回漁港協会役員会を左記

により開催しました。

日時 昭和三十八年六月十八日

自一〇、〇〇至一七、〇〇

場所 神戸市内 宝月旅館

主催 兵庫県漁港協会

出席 西会長、

理事 木下竹野町長代理、

宇野浜坂町長、河合北淡町

長、山福西淡町長、森南淡

町長、前田神戸市代理

監事 丸尾明石市長代理

松下釜口組合長

泉港湾課 松本課長補佐

泉水産課 大西課長補佐

佐竹漁港係長

議題

一、理事補充選任について

二、顧問補充選任について

三、漁港協会機構改正について

四、昭和三十八年度予算編成につ

て

五、第十二回総会並びに漁港視察に

ついて

審議の結果三の機構改正は再検討

のため保留となり他は可決された。

◎昭和三十六年漁港災害再査定並び

に三十五、六、七年度災害復旧事

業実績、残事業調査が左記 より

実施されました。

日時 自昭和三十八年六月二十日

至同 六月二十六日

調査並びに査定官

水産庁建設課 長島技官

同 溝口技官

県随員

泉港湾課 番匠係長 藤永主事

泉水産課 佐竹係長 斎藤技師

査定経過

六月二十日 湯村泊

六月二十日 香住漁港一件 浜坂漁港二件

三尾漁港二件

六月二十一日 日和山泊

六月二十二日 田結漁港一件

六月二十二日 林崎漁港三件 藤江漁港一件

岩屋漁港一件 野島漁港四件

富島漁港一件 浅野漁港二件

飯屋漁港三件 生穂漁港一件

炬口漁港三件

阿閉漁港二件 古宮漁港三件机上

六月二十三日

洲本泊

沼島漁港四件 灘 漁港二件

大川漁港二件 仁頃漁港二件

阿那賀漁港二件 伊毘漁港五件

丸山漁港一件 鳥飼漁港二件

船瀬漁港二件 北角川漁港一件

角川漁港一港

六月二十四日 事務取まとめ作業

六月二十五日 神戸泊

漁港災害復旧事業実績並びに残事

業調査が行なわれた。

六月二十六日調査並再調査事務を終

了し査定並びに調査官は帰京され

る。

◎漁港関係事業連絡協議会が左記に

より開かれ催されました。

日時 自昭和三十八年七月二日

至同 七月三日

場所 二日 職員会館

自一〇、三〇

三日 有馬荘

自一二、〇〇

主催 泉水産課 大西課長補佐

佐竹係長 田中、斎藤技師

神戸市 大野、出川、木村

明石市 吉田、家島町 奥

田、御津町 瀬川、豊岡市

北村、香住町 沼田、浜坂

町 田中、洲本市坂本、北

淡町 正司、栗田 一宮町

井上、五色町 八原、西淡
町 興津、南淡町 森崎

日時 課長会議
自七月十五日 一五、〇〇
至七月十六日 一二、〇〇

四、漁港白紙計画(坊勢漁港側)
漁港協会役員会議議題
一、監事監査報告
二、会務報告
三、昭和三十七年度決算報告書案
四、昭和三十七年度剰余金処分案
五、昭和三十八年度事業計画案
六、兵庫県漁港協会規約改正案
七、兵庫県漁港協会内規改正案
八、兵庫県漁港協会々員相互の協定
事項改正案
九、昭和三十八年度収支予算書案
十、特別会費の負担率改正案
十一、漁港協会顧問一名増員案否決
十二、漁港協会振興費科目設置案
十三、市町営漁港災害調査設計手数料の取り扱
十四、第十二回通常総会について
十五、漁港視察について
七月十七日出席主務課長並びに漁港協会役員一同は、宿泊地出発浜坂
漁港より観光船に便乗
浜坂漁港、三尾漁港、余部漁港、
鑑漁港、香住漁港
の各漁港を視察し香住港に上陸、岡
見亭昼食後、応挙寺を見学の後香住
駅一四、〇〇解散した。

同日 七月二十四日
場所 東京都日比谷公園内松本桜
主催 水産庁漁港部計画課
説明 昭和三十九年度予算要求説
明

議題
一、漁港関係事業整備方針
二、漁港関係事業全体計画要望
三、昭和三十九年度漁港関係事業要
望

場所 美方郡温泉町 井筒屋旅館
主催 課長会議 県水産課
役員会 兵庫県漁港協会
出席 県大西課長補佐 佐竹係長
・協会谷田、高橋、市橋雇
・課長会議 神戸市 大野
係長

四、漁港白紙計画(坊勢漁港側)
漁港協会役員会議議題
一、監事監査報告
二、会務報告
三、昭和三十七年度決算報告書案
四、昭和三十七年度剰余金処分案
五、昭和三十八年度事業計画案
六、兵庫県漁港協会規約改正案
七、兵庫県漁港協会内規改正案
八、兵庫県漁港協会々員相互の協定
事項改正案
九、昭和三十八年度収支予算書案
十、特別会費の負担率改正案
十一、漁港協会顧問一名増員案否決
十二、漁港協会振興費科目設置案
十三、市町営漁港災害調査設計手数料の取り扱
十四、第十二回通常総会について
十五、漁港視察について
七月十七日出席主務課長並びに漁港協会役員一同は、宿泊地出発浜坂
漁港より観光船に便乗
浜坂漁港、三尾漁港、余部漁港、
鑑漁港、香住漁港
の各漁港を視察し香住港に上陸、岡
見亭昼食後、応挙寺を見学の後香住
駅一四、〇〇解散した。

四、昭和三十八年度関係事業の実施
五、漁港協会規約、内規、協定事項
の改正

・協会谷田、高橋、市橋雇
・課長会議 神戸市 大野
係長

九、昭和三十八年度収支予算書案
十、特別会費の負担率改正案
十一、漁港協会顧問一名増員案否決
十二、漁港協会振興費科目設置案
十三、市町営漁港災害調査設計手数料の取り扱
十四、第十二回通常総会について
十五、漁港視察について
七月十七日出席主務課長並びに漁港協会役員一同は、宿泊地出発浜坂
漁港より観光船に便乗
浜坂漁港、三尾漁港、余部漁港、
鑑漁港、香住漁港
の各漁港を視察し香住港に上陸、岡
見亭昼食後、応挙寺を見学の後香住
駅一四、〇〇解散した。

◎第三次漁港整備計画により離島振
興全体計画並びに三十九年度予算
要求の説明が左記により行なわれ
ました。

明石市米田課長 播磨町藤
原課長 家島町谷岡係長
御津町瀬川課長 竹野町高
橋主事 浜坂町石田課長
北淡町横山課長 五色町八
原課長 西淡町 久保田課
長

九、昭和三十八年度収支予算書案
十、特別会費の負担率改正案
十一、漁港協会顧問一名増員案否決
十二、漁港協会振興費科目設置案
十三、市町営漁港災害調査設計手数料の取り扱
十四、第十二回通常総会について
十五、漁港視察について
七月十七日出席主務課長並びに漁港協会役員一同は、宿泊地出発浜坂
漁港より観光船に便乗
浜坂漁港、三尾漁港、余部漁港、
鑑漁港、香住漁港
の各漁港を視察し香住港に上陸、岡
見亭昼食後、応挙寺を見学の後香住
駅一四、〇〇解散した。

日時 昭和三十八年七月十二日
場所 東京都渋谷区企画庁寮
主催 経済企画庁離島振興課
説明要旨

・漁港協会
西会長(津名町長)
理事 長香住町長 島野家
島町長 木下竹野町長代理
監事 西上香住組合長
松下釜口組合長

九、昭和三十八年度収支予算書案
十、特別会費の負担率改正案
十一、漁港協会顧問一名増員案否決
十二、漁港協会振興費科目設置案
十三、市町営漁港災害調査設計手数料の取り扱
十四、第十二回通常総会について
十五、漁港視察について
七月十七日出席主務課長並びに漁港協会役員一同は、宿泊地出発浜坂
漁港より観光船に便乗
浜坂漁港、三尾漁港、余部漁港、
鑑漁港、香住漁港
の各漁港を視察し香住港に上陸、岡
見亭昼食後、応挙寺を見学の後香住
駅一四、〇〇解散した。

一、沼島漁港第三次漁港整備計画全
体計画と昭和三十九年度実施要望
計画説明(第二次に継続)

・漁港協会
西会長(津名町長)
理事 長香住町長 島野家
島町長 木下竹野町長代理
監事 西上香住組合長
松下釜口組合長

九、昭和三十八年度収支予算書案
十、特別会費の負担率改正案
十一、漁港協会顧問一名増員案否決
十二、漁港協会振興費科目設置案
十三、市町営漁港災害調査設計手数料の取り扱
十四、第十二回通常総会について
十五、漁港視察について
七月十七日出席主務課長並びに漁港協会役員一同は、宿泊地出発浜坂
漁港より観光船に便乗
浜坂漁港、三尾漁港、余部漁港、
鑑漁港、香住漁港
の各漁港を視察し香住港に上陸、岡
見亭昼食後、応挙寺を見学の後香住
駅一四、〇〇解散した。

二、家島漁港第三次漁港整備計画全
体計画と昭和三十九年度新規着工
並びに実施要望計画説明

・漁港協会
西会長(津名町長)
理事 長香住町長 島野家
島町長 木下竹野町長代理
監事 西上香住組合長
松下釜口組合長

九、昭和三十八年度収支予算書案
十、特別会費の負担率改正案
十一、漁港協会顧問一名増員案否決
十二、漁港協会振興費科目設置案
十三、市町営漁港災害調査設計手数料の取り扱
十四、第十二回通常総会について
十五、漁港視察について
七月十七日出席主務課長並びに漁港協会役員一同は、宿泊地出発浜坂
漁港より観光船に便乗
浜坂漁港、三尾漁港、余部漁港、
鑑漁港、香住漁港
の各漁港を視察し香住港に上陸、岡
見亭昼食後、応挙寺を見学の後香住
駅一四、〇〇解散した。

三、坊勢漁港第三次漁港整備計画全
体計画と昭和三十九年度新規着工
並びに実施要望計画説明

・漁港協会
西会長(津名町長)
理事 長香住町長 島野家
島町長 木下竹野町長代理
監事 西上香住組合長
松下釜口組合長

九、昭和三十八年度収支予算書案
十、特別会費の負担率改正案
十一、漁港協会顧問一名増員案否決
十二、漁港協会振興費科目設置案
十三、市町営漁港災害調査設計手数料の取り扱
十四、第十二回通常総会について
十五、漁港視察について
七月十七日出席主務課長並びに漁港協会役員一同は、宿泊地出発浜坂
漁港より観光船に便乗
浜坂漁港、三尾漁港、余部漁港、
鑑漁港、香住漁港
の各漁港を視察し香住港に上陸、岡
見亭昼食後、応挙寺を見学の後香住
駅一四、〇〇解散した。

◎第五回漁港主務課長会議並びに第
三十一回漁港協会役員会が左記に
より開催されました。

課長会議議題
一、漁港事務担当者教育指導
二、漁港の維持管理
三、漁港協会事業と運営研究

九、昭和三十八年度収支予算書案
十、特別会費の負担率改正案
十一、漁港協会顧問一名増員案否決
十二、漁港協会振興費科目設置案
十三、市町営漁港災害調査設計手数料の取り扱
十四、第十二回通常総会について
十五、漁港視察について
七月十七日出席主務課長並びに漁港協会役員一同は、宿泊地出発浜坂
漁港より観光船に便乗
浜坂漁港、三尾漁港、余部漁港、
鑑漁港、香住漁港
の各漁港を視察し香住港に上陸、岡
見亭昼食後、応挙寺を見学の後香住
駅一四、〇〇解散した。

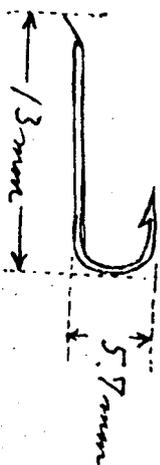
「漁港」も七月、八月と二カ月
休載いたしました。九月号より
続いて載せまします。御愛読下さ
い。



まだい標識放流について

◎放流種苗の大きさ

全長	体長	体重
最大一〇・九cm	九・〇cm	二四g
最小六・六cm	五・六cm	八g
平均九・〇cm	七・六cm	一三g

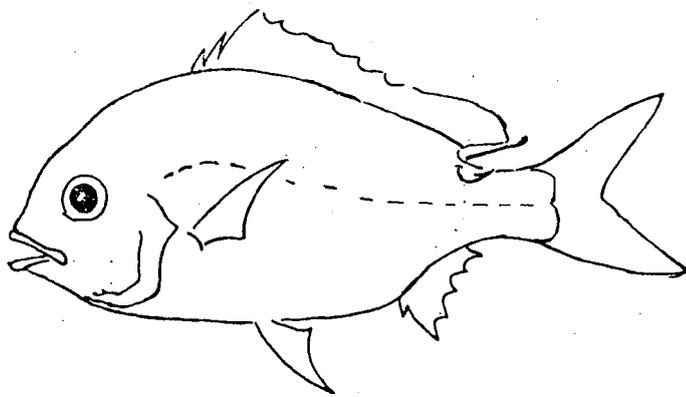


◎ 標識

釣鉤、銀掛け六分

◎ 附着部位、方法

下図のとおり、背鰭末端基部を体の右側から左側に貫く。

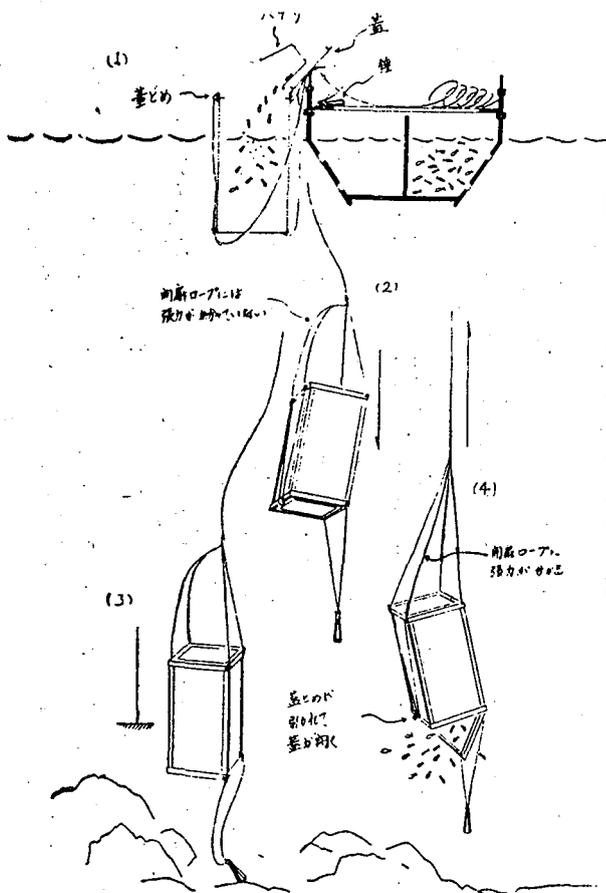


- 標識||岩屋鵜崎沖に放流した一
- 尾に釣鉤(銀掛・六分)の標識を背鰭末端の基部に(別図参照)右から左に貫いて附着した。さきの標識ダコと同じく、将来漁獲されたときは水試に報告されたい。
- 放流方法||磯魚・底魚を放流するとき、目標の直上海面に放しても、潮流や上下層の水温差のため沈

降に手間どり、流されたり四散したりして目的の磯に定着させることができない。今回の放流に当り図に示す底(磯)魚放流器を試作した。船上操作を極力簡略化し、引き揚げロープ一本だけで蓋の開扉動作がおこなわれるようになってきている。使用方法は水面でこの中に放流魚を収容し蓋を閉めて転倒し、ロープを繰り出し乍ら沈降させる。沈着したロープを強く引き揚げると止め具がはずれて蓋が開き、器は上昇するので魚は底の抜けた器からおき去りにされた形で自然に放流される。将来もこれを使用して各種の底魚、磯魚が放流されるであろう。

(井伊 記)

図「底魚放流器の使用状況」の説明



- (1)底面を上にし、蓋を舷側の方向に開いて魚を入れる。
- (2)蓋を閉じ、転倒し、錘を海中に垂下してから器体を手ばなす。器の沈降を妨げないようにロープを繰り出す。図は沈降中の姿勢を示す。
- (3)着地はロープの繰出しが停止することによって知る。このときは蓋はまだ開かない。
- (4)ロープを強く引くと水の抵抗で器体が傾斜することによって開扉ロープに張力が加わり、止め具がはずれて蓋が開く。続いて器体を引き上げると魚は器外にとり残される形で放出される。

・ヨシエビ(シラサ)の稚仔
飼育
— 赤穂 —

さる七月三十一日放出されたヨシエビ卵は、ミシスから稚エビに変態後五十日たった現在五百〜六百尾が体長約三厘米に成長し、順調に飼育がつづけられている。(エサはアサリ)

・いか一本釣漁業技術交流のため青森県八戸市へ

香住二名、浜坂二名計四名の漁業者が、いか釣の技術研修のため、吉野、名角両技師の引卒で八戸市へおもむく。(九日〜十四日)

・水産加工講習会のお知らせ
— 阿那賀・丸山 —

漁業技術修練会の一つとして、ふぐの加工を中心とした講習会が開かれる。講師は助川製造課長と川野技師。(十九日〜二十一日)

・イイダコそだつ

— 赤穂 —

六月下旬にふ化したイイダコは、九月上旬で十三瓦(体長十厘米)になった。歩留は三十日目で六十%、六十日目で十%となった。この間の歩留りは共食いのためと見られ、この

防止による歩留の向上をはかることが今後の課題であろう。

・のり人工種付開始予定日のお知らせ

県漁連を通じて依頼されている、網の種付開始は、今後の水温の変化と胞子の放出状況により決定するが、今のところ十月十五日頃より行なう予定。

淡路ニュース

§ 淡路地区水産業普及員協議会開

催 八月十九日由良フイッシングセンターにおいて水試井沢場長、菅原課長、水産指導室、県漁連船木、藤原両主事出席の上開催、普及活動についての考え方、普及員と県水試との連繫、今後の普及活動等について検討が行なわれた。

§ 淡路地区漁協職員協議会総会開

催 八月二十日三十八年度総会が由良フイッシングセンターにおいて開催され、事業として視察研究会、総理事務、税務事務講習会等が計画されている。

§ 淡路東浦一帯に赤潮発生

八月下旬東浦一帯に赤潮が発生し、関係者を心配させたが、大し

た被害はなかった模様、原因は、日照、集中豪雨、日照という気象状況によりプランクトンの爆発的発生によるものと県水試ではみている。

§ いかなごの流通調査始まる
淡路水産指導室においては、来年

昭和三十八年度航海運用実習を終えて

明石市漁業連合青年会

度におけるいかなご流通対策の基礎資料とするため佐野、尾崎間における十一組合を対象に二十二日から実態調査が関係組合協力の上で始められた。調査は九月上旬で終了し、下旬には関係組合と協議会が開催される予定である。

一、実習期間 八月十四日～十六日 三日間

二、実習生 十七名

三、使用船舶 水試所属 白鳥丸 (三〇四〇トン)

四、講師 水試 堺 告久技師 岩井昌三技師

五、内 答

一、操船実習(昼夜)

二、船内講習会

①海図のみかた

②航法

③海上衝突予防法

④ディーゼルエンジンについて

⑤その他

三、海洋観測

①観測器具の取扱い方

②観測実習

四、視 察

第一日目(十四日)

- ①香川県高松市屋島 瀬戸内海栽培漁業 屋島事業場
- ②岡山県倉敷市水島 三菱石油水島製油所

明石外港出航二十二時とし、二十時に全員したが、風が強く「時間通り出る」「しばらく見合わす」「明日の朝まで待とう」と意見するも神のおぼしめしか二十三時頃やわらいできたので二十三時丁度スタンバイ、早速、夜航海の注意、ワッチ、炊事当番を決め一路船は岡山県水島に向け夜光虫をけってばく進

第二日目(十五日)

炊事当番苦心の朝食をたべ、甲板

洗いをすませ三菱石油岸壁に着く。

明石油槽所長の福田さんの出向え。マイクロスパスにて事務所へ。工場の説明を聞く。漁師の関心の的である石油工場の排水、廃油に質問がとび、説明者もタチタチとなる。工場を一巡。広い敷地に点在する建物のみ、油の顔は全然拝する機会なし、向いの新三菱重工見学、車の外板が大きなプレスでたちまち出来る有様に驚嘆。感謝の手を振りながら岸壁をはなれ高松に向う。途中船内講習会。堺技師より海図のみかたについて説明をきき、各班毎に船位測定、航路測定と実習にいそしむ。

第三日目(十六日)

高松十七時着。高松市街見学をするが、明石の青年として誇りある行動をとるよう願って、市内にそれぞれ消えてゆく。

高松出港七時。今朝の飯はとくに美味い。屋島の事業場に一時間で着く。最も養殖に適した地形だと皆でうらやましがらる。建物もそり、海面に小割生簀も大分ある。アナゴ、フグ、タイ、ハス等泳いでい

る。沿岸漁業の改善のために出来たこのセンターの姿に力強いものを感じると同時に我々若い者は新しい考えをもちより積極的に行動し、明日への漁村の発展のため頑張らねばと感じる。

屋島を後にし、途中しゅう雨の中、食事の出来るまでコーラス!! 残った材料全部で昼食はすばらしい出来。今年の実習生の炊事は嫁さん泣かせになるかも知れない。

船内講習云

小型船舶操縦士読本により、航法、海上衝突予防法の勉強、身近かな問題だけに皆熱心だ。次いでディーゼルエンジンについて岩井技師より説明がある。

海洋観測

採水器、プランクトンネット、比重、水温計等、班毎に実習最近クラブで使われているので云う事なし。後で採取したプランクトンをケンピ鏡でのぞく。今年航海実習も有意義にしかもなごやかなうちに進み、本当に参加してよかったと思う。

この航海実習は明石の連合会の年中行事であるがこれからも内容を充実して続けて欲しいと思う。

明石が見えて来た。この明石の漁

村がますます発展するよう青年の新しい考え方で実行していかねばならない。

船長、講師の方に感謝のことをば

随筆

へっぴり奇談

(その一)

助川助六

出ものハレものところきらわずといわれるように、への話となると皆が皆まで腹を立てない様である。

もっとも二四〇年前のもの本によれば〃実(み)すれば即ち音高く、虚すれば音低し。食とどこおれば即ちすえり臭し、人前に放つは傍若無人なり〃とあるから、屁でおこる悲喜劇は場所柄によってまちまちである。

科学的に解けば、主として消化しきれなかった食物が腹の中で細菌によって酵酵し、発生したガスの圧力が肛門の出口を閉めている括約筋の力より大きいと外部へ噴出し、空気を振動して音を発するといわれる。あるいは胃の消化が不充分なときに、小腸で異常な腐敗現象が起りガスが発生するのである。

巷間に〃放屁の色〃と伝えられ、

のべ、親しくなった実習生は肩をたたき合いながら、十五時解散した。

(明石市 平川技師)

その千態万状を評して〃ぐう、すう、ぱい〃といい現わされるが〃ぐう〃は音高けれど臭い低く〃すう〃は音低く臭いよく〃ぱい〃はミの出る恐れあり、といった様子をさすらしい。

安永三年(一九〇年前)に曲屁福平とが霧吹花咲男とか称する古今の屁の名人がいて、へっぴり稼業をつづけ〃放屁〃によって華やかな一生をおくったといわれる。

霧吹花咲男の放つ屁は両国の見世物で評判だったが、一設に曲屁福平は同一人物であるともいわれ、三味線や小唄、浄瑠璃に合せて面白く曲ひねりをしたので、曲屁福平の名があり、木村遜齋は〃前代未聞の奇観であったと驚いている。もっとも謡曲〃梯子屁〃に〃オナラひりくらべなすぞおもしろき〃とあるから、小

唄に合せるぐらいのことは朝飯前であつたかも知れない。

へっぴり男が福を招いたという〃福富草子〃は、足利時代の伝説であるが、俳人の金子兜太氏によると、同氏の子供のころの記憶では、その郷里の秩父でも「屁くらべ」という競技が行なわれていたという。つまり何かの理由をつけては三々五々と集り、酒がないときには男女を問わずひんばんに放屁したが、連続勝負は一発勝負とちがって、はじめに低音を出し、つぎに抑揚(よくよう)をつけながら高めてゆき、長く続いた場合とか、メロデイが秀れていた場合とか、いろいろの判定規程に従って横にいたものが審判をしたというが、曾ってモデル小説で噂の人となつた宮本幹也氏によると、佐賀の藩主であった鍋島閑山は、屁の曲技に秀れた芸人をこよなく愛して、ときどき曲屁の御前試合を命じたといわれる。

もとよりその真偽のほどはどうかがい知れないが、前掲の〃屁くらべ〃から見ても、あながち屁のようなフィクションばかりとはうけとれない。曲屁福平は古今の屁の名人であつたらしいが、閑山の後援した鶯新三も秘技をもち〃春は山霞たなびく鶯の

谷渡り」を演じて天下一の曲庇と称され、ことに鳥獣百態では牛馬いななき、虎がほうこうし、犬の遠吠えを会得したといわれる。しかしのちに初音と呼ぶ女芸人の「四季の曲庇」に一瞬の差で破れたと伝えられる。

曲庇の芸人は、つねに刺激物をさけて菜食を主とし、身には香料をぬり香をたいて、いやしくも客席に不快の念をいだかせない様につとめたというから、カップやイタチに近い私などのイモッペとは格段の相違があったらしい。しかも女に接し酒盃を手に入れば、商売にさしつかえ

お粗末ながら一曲」といって放つときに、肝心の庇はシマリのある変化の音を出さないというから空怖ろしい気がする。

ものの本によれば、オナラの量はスカシッペの一立方センチから大砲庇の五〇立方センチくらいらしいが庇という文字の解釈については、ある人が、庇の比は音をあらわし、オナラは於鳴で、鳴るの通音であろうと称えている。

さて妙なところでチョンチョンとキをいれることになるが、生来の筆不精ならぬペン不精は書くことも下手で、いささかボロが出そうである。調子にのってピイ談となつて

おしまい。いかげんなところで、どなたの庇

扇子がうごく婦人席 (助六)

漁業地区調査について

農林省兵庫統計調査事務所

水産統計課

前回では今次センサスのねらい、あるいは特長等について概述しましたが、新しい観点からの調査である漁業地区調査についてのあらましを次に述べることにします。

一、漁業地区について

統計の調査を行なう場合は、調査容体が分布する範囲、また効率よく調査できる範囲の地域を定めなければなりません。しかもそれは調査結果が行政区画と一致し、調査事項が経済的事項であれば経済的に地域比較ができるような区分であることが必要とされます。

じゅうらいのセンサスは、沿海市町村の行政区画を調査地域範囲としています。しかし多くの水産に関する統計は沿海漁業協同組合の地域で調査しています。これは末端の水産行政が漁業協同組合を中心に行なわれていきますからこの組合別統計の

という川柳をつくってゴマ化し、あとは次号にゆづろうという寸法である。(つづく)

要請のあったことにもありますが、このように二つの地域が存在することとは、統計の二元化をもたらし、不便な点も少なくありません。地域範囲ごとに調査すべきものは、一元化することが便利であります。

また、漁港を中心として、漁村ができ上っている場合には、漁業背景や流通などによる経済圏を考慮して範囲を設定する必要があります。このような考え方から、今次センサスの実施を機会に、県下で三十六の漁業地区を設定して調査地域の範囲を統一することにしました。この漁業地区の地域範囲は、新市町の地域範囲を超えないものにしてあります。漁業協同組合地域と一致しているもの、また、現在市町区域と一致しているものもあれば、一致していないものもあります。それは統計のための地域区分であるからであります。



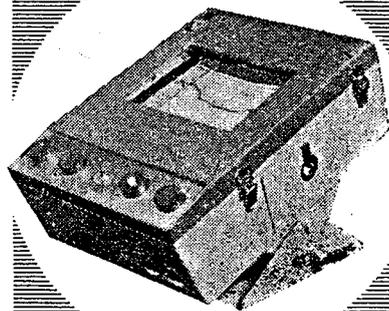
の技術を誇る画期的な沿岸漁業用魚探機

オールトランジスタ

FC 10

無接点方式

手入れのいらぬ無接点
半永久的なトランジスタ
電力が少なく経済的
何処でも使える小型、軽量
大きな窓で見やすい記録



海上電機株式会社

本社 東京都千代田区神田錦町1-19 電話東京(29) 2611-3 8181-3
神戸営業所 神戸市生田区明石町32(明海ビル) 電話(3) 2628・3701 (39) 2380

漁業の経済地域は、おおむねじゅうらいの漁業協同組合地域でありましたが、漁業協同組合の合併促進等によりその地域範囲は常に変動し、不安定なものであること、また、漁港地区においては、すでに漁業協同組合が経済の必ずしも中心でなくなっていることから水産統計の共通の広場として固定した地区の設定の必要があったわけであります。

漁業協同組合地域でないため、不便を感じられる向もあると思われるが一面、漁業協同組合地域であることが反って不都合を感じられるところもあると思われま。

漁業地区は、漁協地域を二分することのないように設定してありますので、漁協地域で利用する場合は、基礎資料で組替えてきますし、市町区域で利用する場合は、漁業地区がそのまま市町である場合は問題はないが、市町を分割している場合は、漁業地区を合併すればよいこととなります。

以上述べました漁業地区を一つの基盤にして将来の漁業統計を作成することとなります。そこで今次のセンサスにおいてはこの漁業地区単位に調査を運営するとともに、その結果も地区単位あるいは市町別に明ら

かにすることになります。

センサスの実的な主題となりますのは、沿岸漁業の経営とこれによって生計を維持する漁家世帯およびそのほかの、漁天世帯をはじめとする漁業関係世帯の構造、換言すれば就業構造であります。この問題として考える限りにおいては、センサスは漁業地区統計として、最大の統計効果を發揮し、また、漁業地区統計としてはセンサスによってはじめて表現できるものと考えています。

二、漁業地区調査の概要についてこの調査は、当事務所の機構で実施します。漁業の構造を把握しようとする今次センサスの目的を達成するために、基本的な生産構造を明らかにする漁業基本調査に対して、この地区調査は、漁業生産の背景となる地区の自然的、社会的条件、流通条件等を画こうとしています。

漁業地区別に、漁家数、漁船、漁場、漁獲物、漁業労働、需給の状況生産量、漁家の生活環境施設、交通事情、加工施設、魚市場、流通機構など一連の統計を作成しますが、これはまづ調査野帳によって行ない、その結果を地区結果表に整理して、地区台帳に集録することとなります。

水産加工場の調査は、水産動植物を主原料として、冷蔵、かん詰、塩、干、くん製等の製品および、魚油飼肥料を製造するものについて、別途調査票を用いて、個別面接して調査を行ないま。

出荷卸売、小売あるいは加工の目的をもつて、魚市場、漁業者から水産物の買取りを行なう仲買人も、別の調査票をつかって、個別に取扱品目、出荷先、とり扱い高等調査することになります。

漁業地区台帳の集録にあたっては、前述のほか、漁業基本調査における調査結果から必要事項を整理記入して、漁業地区に関する総合的な台帳として、毎年内容を整備し、十年ごとに更新することになります。このようにすることによって、地区台帳の果す役割は、地域水産等の事態分析、地域水産行政の企画立案等、統計の総合利用センターとして今後活用することになります。

三、調査結果について、漁業センサスの実施結果の取りまとめならびに公表は大別して、次の二つになります。その一つは、地方分査による全国画一的な統計とするものであり、他はその漁業地区でのみ統計が作られ、あるいは市町県で

のみ統計化され全国集計にならぬものであります。

(1) 全国統計

基本調査の予備調査(八月一日)の結果は、九、十月に整理されその一部は統計化されて今後の統計調査に利用されることとなります。本調査(十一月一)の結果は大部分が漁業地区、市町、小海区、県、大海区、県とつみあげられ、即ち経営体および就業者世帯の調査では、漁業種類別、階層別、漁船規模別、男女年令別等の分類指標によってそれぞれの項目集計され、その一部は明年三月に送報されますが、多くは、三十九年以降逐次公表されることになっています。

漁業地区調査では、経営規模別、種類別の水産加工場、仲買人業者数等のほか、魚市場、漁協等の業務種類と業務量が同様年度内に速報されます。

(2) 漁業地区、市町、県統計

これは地域の特性に応じ漁業分類を細分したり、新たに調査項目を地方で加えた場合もあるので(漁業地区調査はこの種のものが多い)地域統計として統計化することになります。

発行所 神戸市兵庫区新在家町 123 兵庫県立水産会館内 兵庫県漁業協同組合連合会
発行人 三浦清太郎